

基本ルール 取引追証拠金

相場の神様からの「問いかけ」

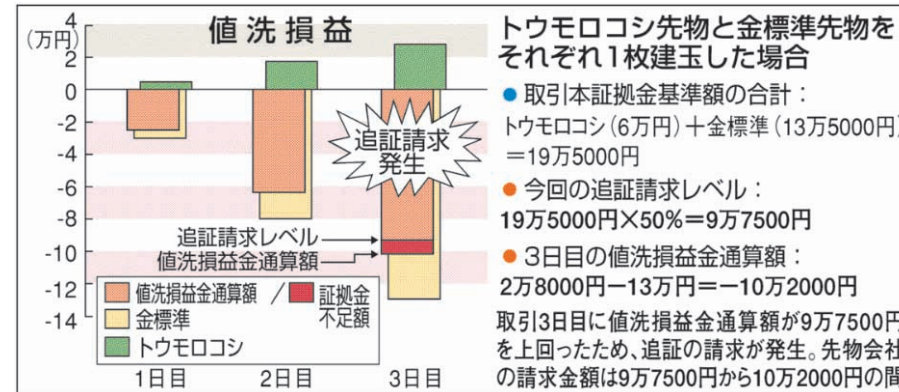
東京工業品取引所の18日の金先物価格(2010年4月限終値)は127=2859円でした。この4月限の取引が始まったのは大型連休直前の4月27日。取引の誕生と同時に(発会値2871円)に金標準取引で金先物をカラ売りしていたら、計算上は5月18日終了時点で12円の値下がり(127)あたり1万2000円の利益(値洗益)が出ていることになります。

逆に買いを仕掛けていたら1万2000円の利益はそのまま損になっているはず。先物取引では取引開始と同時に担保である「取引本証拠金」を預託するルールですが、すでにその担保価値の何%かが失われていることになります。

基準額の50%超で発生

ではさらに損が拡大していったら…。証拠金の担保価値はさらに減少し、取引の保証が危ぶまれる事態に陥ります。そうした事態を避けるため、先物会社は値洗損が証拠金の一定割合を超えても、投資家がなおその建玉を維持したいと希望する場合には担保不足を補うよう不足額を請求することになっています。

これが「取引追証拠金(追証)」です。その際の一定割合とは「取引所が定



める取引本証拠金基準額の50%を超えた場合」とされているのです。

取引本証拠金基準額は、商品ごとに取引所が決める担保の最低金額です。金標準取引の場合は13万5000円(5月18日現在)ですが、先物会社は投資家に対し、それ以上の額を「取引本証拠金」として預託を求めることが「できる」ルールになっています。つまり投資家が取引開始時に預託を求められる証拠金額は13万5000円かもしれませんし、15万円かもしれません。しかし追証の請求根拠になるのはあくまでも「取引所が決めた」基準額ですから、金の場合は13万5000円の50%を超える額、すなわち6万7500円が分水嶺になります。ただし金標準取引は

実際には1000円単位の値動きであるため計算上6万8000円の損になったときに追証が請求されることになるのです。

ではその場合の請求額はいくらでしょうか。ルールは「基準額の50%以上、値洗損益金通算額の範囲内」と定められています。「値洗損益金通算額」という言葉を使っているのは、金とトウモロコシなど複数の商品を同時に建玉(取引)している場合には、すべての商品の計算上の損益を合算するからです。

各社で異なる請求額

説明を単純化するために金を1枚取引している場合を考えます。価格変動で通算額は次のように変化しました。

新・商品先物入門

⑦

日本商品先物振興協会

小島 栄一

1日目：マイナス2万円

2日目：マイナス6万円

3日目：マイナス8万円

3日目に基準額の50%を超えたから追証が発生します。この場合の請求額は6万7500円から8万円の間で、先物会社によって対応が分かれるのです。

次に金取引では損が、トウモロコシでは利益が出ている場合を考えます。東京穀物商品取引所のトウモロコシの証拠金は6万円(10年5月限)です。それぞれ1枚ずつ取引している場合、証拠金基準額の合計は19万5000円。2商品の値洗損益金通算額が基準額合計の50%に等しい9万7500円を超えた場合に追証が請求される仕組みです。

追証が発生した場合の対応は2通り。追証を差し入れても当初の取引プランに固執するか、素直に誤りを認め、損を確定させた後に計画を練り直すかです。追証は過大な損をしないための、相場の神様からの問いかけと受け止めることもできるのではないのでしょうか。